

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

東京都の各局等が発注する工事案件に配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格又は雇用関係の確認については、契約担当部署において次のとおり行います。

- 1 工事希望申込時に、希望票兼予定監理技術者等調書（以下「調書」という。）の提出と併せて、監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するため、次の書類を提出してください。

なお、建設共同企業体案件については、第一順位構成員を含む構成員全員分が対象です（希望申込時の調書への入力も必要です。）。

- (1) 監理技術者の場合

「監理技術者資格者証」の写し

「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し

※ 令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が、同講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となっており、同1月1日から5年後の12月31日が同講習の有効期限となります。

- (2) 主任技術者の場合

「雇用関係が確認できる書類」の写し

①住民税特別徴収税額通知書 ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等

- 2 次の事項について確認を行います。

- (1) 当該工事案件の工事希望申込日において、監理技術者等の雇用の期間が3か月以上あること。

- (2) 当該工事案件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）

以上となる場合は、当該工事案件の開札日において、監理技術者等が他の工事に従事していないこと。ただし、議会付議案件、あらかじめ専任を要しない期日が明示されている場合、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）の適用を受ける場合、監理技術者の専任配置の特例（専任特例2号）の適用を受ける場合、主任技術者の専任配置の特例（2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事）の適用を受ける場合、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事）の適用を受ける場合及び営業所技術者等の工事現場への配置の適用を受ける場合を除く。

- 3 工事希望申込後に監理技術者等を変更する必要がある場合、速やかに変更後の内容を記載した調書※及び確認書類を提出してください。

- 4 落札予定者となった方には、積算内訳書の提出の際に、配置する監理技術者等の**最終確認**を行います。工事案件において、予定していた監理技術者等が2の要件を欠くこととなった場合は、このときに新たな監理技術者等を配置して、調書※及び確認書類を提出してください（後日の提出は認められません。）。

- 5 4の時点で、契約担当者が監理技術者等の確認を行うことができなかった場合、その入札は無効となります。

- 6 建設共同企業体案件の場合は、第一順位構成員を含む構成員全員分の確認をします。

なお、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）、監理技術者の専任配置の特例（専任特例2号）、主任技術者の専任配置の特例（2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事）、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事）及び営業所技術者等の工事現場への配置の取扱いについては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」をご確認ください。

※ 工事希望申込後に提出する調書は、東京都電子調達システムの「契約制度」に掲載の様式を使用し、契約担当部署へ必ず持参してください。